

事務連絡  
令和5年3月29日

各 都道府県 保育主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省子ども家庭局保育課  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 付

### 配偶者からの暴力による被害者に関する保育所等の利用について

令和4年12月26日に内閣府において開催されたDV対策抜本強化局長級会議において「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」が取りまとめられ、この中で「被害者の状況を踏まえて、保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について、令和4年度内に制度の周知を行う」とされたことから、下記のとおり周知いたします。

### 記

- 1 都道府県及び市町村は、配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援に関して、保育所等の利用に関する制度の実施にあたっては、以下に掲げる内容に留意し、子ども・子育て支援法、児童福祉法その他の関係法令に基づき、引き続き適切に対応いただきたい。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月26日内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）抄

- 7 被害者の自立の支援
  - (8) 子どもの就学・保育等
    - イ 保育
      - (ア) 保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等の理由により就学前の児童を保育することができない場合に、その保護者から申込みがあった場合には、市町村は、保育所においてそれらの児童を保育しなければならないこととなっている。その際、一つの保育所への入所の希望が集中した場合には、市町村において公正な方法で、選考を行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入所する子どもを選考する場合においては、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、保護者が求職中であっても保育所への申込みが可能であること、戸籍及び住民票に記載がない子どもであっても、居住している市町村において保育所への入所の申込みが可能であること、並びに被害者が加害者の元から避難したことにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難と認められる場合には、その個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料が徴収されるようにすることについても、市町村に対し周知徹底に努める。

#### (イ) その他の保育サービス

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライト）等、保育所以外の保育サービスについても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（府政共生第 859 号、26 文科初第 651 号、雇児発 0910 第 2 号、平成 26 年 9 月 10 日）抄

## 7 優先利用

### (2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第 1 条の 5 第 8 号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第 24 条第 5 項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

①～③（略）

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づく配慮義務がある。また、家庭での養育が困難又は適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。

※ 社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。  
⑤～⑧ (略)

- 2 令和4年度こども政策主管課長会議においても周知したとおり、配偶者からの暴力による被害者が、生活再建のための手続きを行う際などに、一時預かりを利用することも想定されるため、関係部局で連携を図り、必要に応じて配偶者からの暴力による被害者に対し、適切に情報提供を行っていただきたい。

◆令和4年度全国こども政策主管課長会議（令和5年3月17日）

- 11 多様な保育ニーズへの対応について  
(5) 一時預かり事業の普及促進について

「児童福祉法の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において一時預かり事業についても、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能な旨を法律で明確にすることで、より多くの子育て家庭に気兼ねなく利用していただける環境を整えることとしている。本法の施行は令和6年4月1日であるが、各自治体におかれては、施行期日を待つことなく、改正法の趣旨を踏まえ、レスパイト・リフレッシュ目的でも気兼ねなく一時預かり事業を利用できるよう周知するなど利用環境の整備に努めていただきたい。

また、DV被害者が生活再建するための手続きを行う際等に、一時預かりを利用することも想定されるため、関係部局で連携を図り、必要に応じて情報提供を行うことが重要である。

以上